

第 5 8 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の改正等に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部36の項事務の欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同部36の2の項事務の欄中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同部41の4の項事務の欄中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同部41の5の項事務の欄中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同部51の項及び52の項を次のように改める。

5 1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「長期優良住宅建築等計画	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、1の（1）のイ又は（2）のイに掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、2の（1）のイ又は（2）のイに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2	認定申請のとき。
-----	---	---------------------	---	----------

等」という。)の認定の申請に対する審査

の項に掲げる額（申請に係る計画に、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

1 住宅を新築しようとする場合次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成11年法律第81号)

第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

イ 100平方メートル以内のもの 7,100円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円

ニ 1,000平方メートル

を
を超え、2,500平方メ
ートル以内のもの 32,
000円

ホ 2,500平方メ
ートルを超え、5,000平方メ
ートル以内のもの 57,
000円

ハ 5,000平方メ
ートルを超え、10,000平方
メートル以内のもの 9
4,000円

ト 10,000平方メ
ートルを超え、20,000平
方メートル以内のもの 1
61,000円

チ 20,000平方メ
ートルを超え、30,000平
方メートル以内のもの 1
90,000円

リ 30,000平方メ
ートルを超えるもの 203,
000円

(2) (1)以外の場合

イ 100平方メ
ートル以内
のもの 52,000円

ロ 100平方メ
ートルを超
え、500平方メ
ートル以
内のもの 122,000
円

ハ 500平方メ
ートルを超
え、1,000平方メ
ートル以
内のもの 196,0
00円

ニ 1,000平方メ
ートル

を 超 え、 2,500 平 方 メー ト ル 以 内 の も の 38
6,000 円

ホ 2,500 平 方 メー ト ル
を 超 え、 5,000 平 方 メー
ト ル 以 内 の も の 69
1,000 円

ハ 5,000 平 方 メー ト ル
を 超 え、 10,000 平 方
メー ト ル 以 内 の も の 1,
188,000 円

ト 10,000 平 方 メー ト ル
を 超 え、 20,000 平
方 メー ト ル 以 内 の も の
2,198,000 円

チ 20,000 平 方 メー ト ル
を 超 え、 30,000 平
方 メー ト ル 以 内 の も の
3,140,000 円

リ 30,000 平 方 メー ト ル
を 超 え る も の 3,84
7,000 円

2 住 宅 を 増 築 し、 若 し く は 改 築
し よ う と す る 場 合 又 は 当 該 住 宅
に つ い て 建 築 行 為 を 行 わ な い 場
合 次 の (1) 及 び (2) に 掲 げ る
場 合 の 区 分 並 び に 当 該 申 請 に 係
る 住 宅 が 属 す る 一 の 建 築 物 の 床
面 積 の 合 計 に 応 じ、 そ れ ぞ れ 次
に 掲 げ る 額

(1) 申 請 に 併 せ て 1 の (1) に
規 定 す る 書 類 が 提 出 さ れ た 場
合

イ 100 平 方 メー ト ル 以 内

のもの 10,000円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円

ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 85,000円

ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 140,000円

ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 242,000円

チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 284,000円

リ 30,000平方メートルを超えるもの 304,000円

(2) (1)以外の場合

イ 100平方メートル以内のもの 78,000円

			<p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円</p> <p>ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円</p> <p>ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円</p> <p>ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円</p> <p>ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円</p> <p>ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,296,000円</p> <p>チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,710,000円</p> <p>リ 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円</p>	
52	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅建築等計画等変更認定	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積	変更認定申請の

<p>法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項において「長期優良住宅建築等計画等」という。）の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、51の項1の(1)のイからりまで又は(2)のイからりまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、51の項1の(1)のイ又は(2)のイに掲げる額）、当該計画が住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、51の項2の(1)のイからりまで又は(2)のイからりまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、51の項2の(1)のイ又は(2)のイに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>	<p>き。</p>
---	--------------	--	-----------

別表第2の4 建築の部 5 4の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項に

において「長期優良住宅建築等計画等」という。)」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項の次に次のように加える。

54 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
----------	--	--	----------	----------

別表第2の4 建築の部に次のように加える。

64	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	1 長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円 2 長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき。
----	---	------------------	--	----------

6 5	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円 2 長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額 	更新申請のとき。
6 6	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料の額は、変更認定申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第5条の7第2項において準用する法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 2 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 4,000円 3 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円 4 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9,800円 5 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 2,900円 6 1から5まで以外の事項 2,000円 7 2以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合にあっては、 	変更認定申請のとき。

		<p>1 を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>イ 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 2,600円</p> <p>ロ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 2,600円</p> <p>ハ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 2,800円</p> <p>ニ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 5,200円</p> <p>ホ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 1,700円</p> <p>ヘ イからホまで以外の事項 900円</p>	
--	--	--	--

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の4 建築の部 36の項、36の2の項、41の4の項及び41の5の項の改正規定並びに同部54の項の次に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第2の4 建築の部 51の項、52の項及び54の項の改正規定 令和4年10月1日
- (3) 別表第2の4 建築の部に3項を加える改正規定 令和4年11月1日